（基金の管理及び運用）
第30条　一般会計における基金は、一般基金として区分して管理し、理事会が定める基準により運用する。
（加入金の基金繰入れ）
第31条　定款第18条第２項に規定する協会員の加入金については、収納の都度、これを一般基金に繰り入れる。
（運用益の処理）
第32条　一般基金の運用益については、予算の定めるところにより、本会計の収入に繰り入れることができる。

第６章　固定資産

（固定資産の範囲）
第33条　この規則において、固定資産とは、保有する資産のうち、流動資産以外の資産で、耐用年数１年以上、取得価格20万円以上の有形固定資産と無形固定資産をいう。
２　資産計上されたリース資産についても固定資産として取り扱うものとする。
（取得及び廃棄等の手続き）
第34条　固定資産の取得､全額償却及び廃棄等は、原則として、財務担当責任者の承認を受けて、これを行うものとする。
（固定資産台帳）
第35条　固定資産については、固定資産台帳を備え付けるものとする。
（減価償却）
第36条　固定資産（土地を除く。）については、原則として、毎会計年度末に減価償却を行うものとする。
２　減価償却の方法は、原則として、直接法による定額法とし、その耐用年数及び残存価格については、法人税法施行規則に定めるところによる。
（損害保険）
第37条　火災等により損害を受けるおそれがある固定資産については、適正な額の損害保険を掛けるものとする。
２　前項に規定する適正な額については、財務担当責任者がこれを決定する。
（現物照合）
第38条　有形固定資産については、毎会計年度に１回以上、固定資産台帳と現物とを照合するものとする。

第７章　予算

（収支予算）
第39条　本協会は、毎会計年度の収支予算案を作成して、総会に提出し、その承認を受けなければならない。
２　収支予算の変更については、前項の規定を準用する。
（収支予算成立前の支出）
第40条　本協会は、前条に規定する当該会計年度の収支予算が総会で承認されるまでの期間、会長の承認を得て通常必要と認められる経費を支出することができる。
（予備費）
第41条　予算の作成においては、予想しがたい支出に充てるため、相当額の予備費を計上することができる。
２　予備費を支出したときは、その金額及び理由を理事会に報告し､承認を得なければならない。
（予算の流用）
第42条　支出予算は、その目的に従って区分するものとし、予算の実施上適当かつ必要な場合に限り、第15条に規定する「勘定科目表」における中科目に分類される範囲内で、相互に流用することができる。
２　予算の流用を行った場合は、理事会において当該会計年度の決算財務諸表の承認を得るときまでに、理事会において当該流用に関する承認を得なければならない。

第８章　決算

（決算）
第43条　本協会は、会計年度毎に決算を行い、次の各号に掲げる財務諸表、附属明細書、財産目録及び収支計算書（以下「財務諸表等」という。）を作成し、監事の監査を経て総会に提出して、その承認を受けなければならない。
１　財務諸表
⑴　貸借対照表
⑵　正味財産増減計算書
２　附属明細書
３　財産目録
４　収支計算書
（月次仮決算）
第44条　本協会は、毎月月次仮決算を行い、次の各号に掲げる財務諸表等を作成する。
１　財務諸表
⑴　貸借対照表
⑵　正味財産増減計算書
２　財産目録
３　収支計算書

附　則

この規則は、平成19年12月19日から施行する。

附　則

この規則は、平成21年６月18日から改正施行する。
（21. 4.28　第１回理事会決議）
改正条項は次のとおり
・　第１条、第４条、第５条第１項､第７条、第29条第１項及び第２項を改正

附　則

この規則は、平成22年６月15日から改正施行する。
（22. 4.27　第１回理事会決議）
改正条項は次のとおり
・　第１条、第４条、第５条第１項､第７条、第29条第１項及び第２項を改正

附　則

この規則は、平成22年12月21日から改正施行する。
（22.12.21　第９回理事会決議）
改正条項は次のとおり
・　第２条、第５条、第６条、第８条第１項及び第３項、第９条第１項､第11条第１項、第12条、第13条、第15条第２項、第16条、第17条、第18条、第19条第２項、第24条第２項、第27条、第29条第２項、第33条、第35条、第36条、第42条第１項、第43条、第44条を改正

附　則

この規則は、平成25年４月１日から改正施行する。
（25. 3.19　第12回理事会決議）
改正条項は次のとおり
・　第８条第２項を改正

個人情報の保護に関する規則

第１章　総則

（目的）
第１条　この規則は、日本貸金業協会（以下「協会」という。）が､「個人情報取扱事業者」として個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）等を遵守するための指針を示すものである。
（定義）
第２条　この規則において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
２　この規則において「個人情報データベース」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
一　特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
二　前号に掲げるものの他、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの
３　この規則において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
４　この規則において「保有個人データ」とは、協会が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの又は６月以内に消去することとなるもの以外のものをいう。
５　この規則において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
６　この規則において「貸金業者」とは、貸金業法第３条１項の登録を受けた者をいう。
７　この規則において「従業者」とは、協会の組織内にあって直接間接に協会の指揮監督を受けてその業務に従事している者をいい、雇用関係にある従業員のみならず、理事、監事、派遣社員等も含まれる。
８　この規則において「従業員」とは、協会において現に使用される者で、賃金、給料等を支払われる者をいう。
９　この規則において「従業員等」とは、協会の従業員、従業員となろうとする者及びなろうとした者並びに過去において協会に使用された者をいう。